



大募集

敦賀市 景観百景

美しい敦賀の景観をみんなで共有し大切に守っていくため、昨年度に続き「敦賀市景観百景」を募集します。あなたが残したい敦賀の姿、とっておきの一場面を、写真に撮ってご応募ください。



★昨年度の応募結果については、市ホームページで公表していますので、ぜひご覧ください。

応募先・問合せ

敦賀市役所 都市整備課
〒914-8501
福井県敦賀市中央町2丁目1-1
☎22-8137 FAX 23-4127
✉toshisei@ton21.ne.jp

募集期間
12月27日(月)
まで

募集するもの

敦賀市にある景観の写真

| テーマ名 | 具体例 |
|-------------|---|
| ① 自然景観 | 海岸、半島、河川、田園、山並み、眺望の良い地点 など |
| ② 歴史・文化的景観 | 歴史的建造物、郷土芸能 など |
| ③ 農村・漁村集落景観 | 街並み、建物、道路、散歩道、住宅地、樹木・公園、水路・用水、商店街、祭り、井戸端会議、コミュニティ活動、市民活動 など |
| ④ 都市的景観 | |

- 季節は問いません。上のテーマのいずれかに当てはまるものをご応募ください。
- 今回は特に、生活に関連した景観、テーマ③④のご提案をお待ちしています。

応募規定

- 写真のサイズは規定しません。
- デジタルによる合成加工写真はご遠慮ください。
- 写真は、応募者・推薦者自身が撮影した未発表のものに限ります。
- 二重応募、模倣と判断された写真、応募規定と異なる写真は選定対象外とします。
- 写真の公表については、応募者・推薦者の責任でモデル、撮影対象関係者の承諾を必ず得てください。
- 提出していただいた写真（データ）は返却しませんので、ご了承ください。
- 写真の著作権は応募者に帰属しますが、使用权は敦賀市に帰属し、市の景観計画等に使用させていただきます。

応募方法

次のいずれかの方法でご応募ください。

【応募用紙での応募】

応募する写真の裏面に、必要事項を記入した応募用紙を貼り、送付または直接持参してください。
※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

【メールでの応募】

- タイトルに「敦賀市景観百景」と記入してください。
- 応募する写真を添付してください。
- 応募用紙を添付、またはメール本文に必要事項（題名、テーマ名、場所・時期、選んだ理由、応募者の氏名・性別・年齢・住所・電話番号）を記入し、送信してください。

※1人5点まで。応募用紙1枚につき1点とします。

プレゼント

図書カード 1,000 円分（抽選で 20 人）
※当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

公表

平成 23 年 3 月に市ホームページで公表します。

情報公開・個人情報保護制度

●平成21年度の運用状況をお知らせします●

情報公開制度

市が持っている情報を、市民の皆さんが知りたいときに、請求に応じて公開する制度です。

▶公開請求に対する決定の状況

請求件数 19 件（決定件数 20 件）
※請求 1 件については、内容により部分公開と非公開の 2 つの決定を行いました。

| 実施機関 | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 取下げ | 計 |
|---------|----|------|------|-----|----|
| 市長 | 6 | 6 | 4(3) | 0 | 16 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 6 | 10 | 4(3) | 0 | 20 |

※非公開 4 件のうち、3 件は文書不存在です。

▶主な請求内容

- 清掃業務の委託契約書
- 環境審議会の議事録 など

実行委員会等の情報公開制度

実行委員会等(*)が持っている情報も、要綱に基づき、公開の申出ができます。

平成 21 年度は
申出はありませんでした。

*実行委員会等
特定の事務事業の実施のために設置された団体（法人を除く）で一定の要件に該当するもの

個人情報保護制度

市が持っている個人に関する情報を、その本人が見たり、正したり、取り除いたり、中止したりする権利を保障する制度です。

▶開示請求に対する決定の状況

請求件数 15 件（決定件数 17 件）

| 実施機関 | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 取下げ | 計 |
|------|----|------|------|-----|----|
| 市長 | 9 | 2 | 6(6) | 0 | 17 |

※非公開 6 件とも文書不存在です。
※開示とは情報公開制度の公開に相当します。

▶主な請求内容

- 印鑑登録証明書交付申請書
- 所得証明書交付申請書 など

不服申し立て

実施機関の決定に不服がある方は、不服申立てができます。不服申立てがあった場合は「市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、審査を行います。21 年度は両制度とも不服申立てはありませんでした。

昨年度は、両制度の利用以外にも、「予算説明書や統計書などの閲覧」「行政内部資料についての説明」など、計 94 人・97 件の利用がありました。

情報公開室は市役所 1 階総合案内窓口近くにあり、制度についての相談や案内、請求の受付、市政に関する資料の提供などを行っていますので、お気軽にご利用ください。